

2013 年度 入学試験問題

国語

(試験時間 13:35~15:05 90分)

1. 解答用紙は、記述解答用紙とマーク解答用紙の2種類がありますので注意してください。
2. 解答は、必ず解答欄に記入してください。なお、解答欄以外に書くと無効となりますので注意してください。
3. 解答は、H Bの鉛筆またはシャープペンシルを使用し、訂正する場合は、プラスチック製の消しゴムを使用してください。特に、マーク解答用紙には鉛筆のあとや消しきずを残さないでください。また、折りまげたり、汚したりしないでください。記述解答用紙の下敷きにマーク解答用紙を使用することは絶対にさけてください。
4. 解答用紙には、受験番号と氏名を必ず記入してください。
5. マーク解答用紙の受験番号および受験番号のマーク記入は、コンピュータ処理上非常に重要なので、誤記のないよう特に注意してください。

— 次の文章を読んで、後の間に答えなさい。 (25点)

強調したいことは、エコ・ツーリズムもまた観光の一形態であるという点である。エコ・ツーリスト（生態環境観光者）も通常の観光者と異なるわけではない。彼らのまなざしが引きつけられるのはツーリスト・サイトとして「切り取られた」対象物（滝、岩床、眺望など）であり、エコロジカルな関心を集める「貴重な」対象物（稀少動物、珍しい樹木、奇岩など）である。すなわちエコ・ツーリストの「まなざし」が引きつけられるものは、通常の観光者の「まなざし」の対象と同じく「非日常的」なものである。（中略）

近代とともにはじまつた「大衆観光」に対する批判として一九七〇年代から一九八〇年代はじめに「観光のもうひとつ別の形態」が提唱された。この標語は世界中からの同意を得られるような魅力にあふれていたが、結局は「あり得ないものを実現しよう」とする内実のないものであつた。一九八九年に開催された世界観光機関のセミナーで「責任ある観光」(responsible tourism)という標語が新たに採用され、「ホストと、自然的・文化的環境や建築物を尊重し、ホストやゲスト、訪問者、観光産業、政府などすべての関係者の利益を尊重するあらゆる観光形態」と定義された。また開発と同様に観光でも、無茶な開発を避け、現在の世代が資源を荒らして未来の世代が不利益を被らないように資源を残そうという意図で「持続可能性」が語られるようになつた。西洋流の「持続可能な開発」とは、「持続不可能」な開発を長年続けてきた先進国の住民にとつての共通の未来のために、汚染を減らし、もはやこれ以上の森林破壊を防止しようと唱えられているものである。

持続可能性、環境への影響を少なくし自然を回復すること、生態環境保護教育、そして地元文化への理解などがエコ・ツーリズムの理念として唱えられている。しかし先進国がすでに破壊した自然を、第二世界にある自然で補償しようとするのがその実態である。具体的には飛行機による大気汚染、交通機関による騒音と排気ガス、水上バイクによる野生生物への影響などの大規模観光によって引き起こされる「観光公害」への対策として考案された。しかし環境保全、現地の生活や文化への影響を配慮するなら、チエンバーズも言い切つていてるように、観光に出かけず、家に留まるのが最善の対策である。だが問題はそう簡単では

(1) ない。第三世界の観光地には観光者を誘致せざるを得ない経済的な事情が存在するのである。

エコ・ツーリストのまなざしは、世界的に貴重な自然であると評価された「特別な地域」に向けられる。彼らはその特別な自然林や人間が介入しない景観を保全しながら、そこに足を踏み入れて自然を体感しようとする。理念的にはすべての自然が対象となるはずではあるが、彼らが保全を訴える対象は限られている。特別な環境に対しては特別な配慮が払われる。外部から持ち込んだゴミはすべて持ち帰り、植物の種子が落ちないように気をつける。その地域に入るためのさまざまな規制はエコ・ツーリストに対して、自分は単なる自然散策者ではなく環境に配慮した訪問者であるとのエリート意識を満足させる仕掛けになる。一方現地側は、エコ・ツーリズム開発を現金をもたらす「開発の一形態」と考えて、開発プロジェクトを受け入れる。先進国からのエコ・ツーリズム開発推進者やエコ・ツーリストと、その開発を(2) ジュヨウし使用する現地の人々との間のこの認識のギャップが問題になる。

エコ・ツーリストは「手つかずの自然」を堪能しようとやってくる。それに対し開発候補地には、「たとえば岩場ばかりで食物を栽培できず」「手もつけられずにいた自然」が現金収入の手段になると聞いてそれを当てにせざるを得ない人々がいる。フィジートのヴィティ・レヴ島中央部にあるソヴィ盆地は貴重な「低地熱帯雨林」の地として注目を集めている。しかし一九八一年には、今まで「手もつけられずにいた自然」が金になるならと、米国の木材会社と伐採契約を交わした。一年後、契約金を手にできるのが伐採終了後で、何十年も先であることに気づいたとき、地元は契約違反だと主張し伐採をボイコットした。それに対し会社はボイコットこそ契約違反だと裁判所に訴えた。祖先から受け継いだ土地には住めず、仕事や子供の学校を求めて近隣の村に分かれて居住している人々にとって、その祖先の土地が現金収入をもたらしてくれるなら、木材伐採でもエコ・ツーリズム開発でもよかつたのである。エコ・ツーリズム開発企画者が認識しなければならぬことは、地元にもともと「西洋流の自然環境保護意識」があつたとか、「伝統的慣習」に従うと「自然環境保護」になるなどとは安易に言えないということである。地元側は観光開発で現金を得られるなら、または木材が売れるなら、すなわち「自然」が金になるなら「自然を売ろう」と考え、「自然保護」で金になるなら「自然」を保護しようと考える。どちらにしても手元には「自然」しかないのが、第三世界の実情である。

「フィジーは美しい珊瑚礁と島民の人なつこい笑顔にあふれる『南海の楽園』で知られている。自然を提示する写真や映像は多くあるが、その自然を体験するエコ・ツーリズムの実態を紹介したものは少ない。一九九五年一〇月号の『ナショナル ジオグラフィック』が紹介する「南太平洋の十字路 楽園フィジーの二つの世界」でも、エコ・ツーリズムにはわずかな行数しか割かれていた。樂園のイメージをヒョウシヨウするものとして、「庭園の島」や「白い砂と珊瑚礁、椰子の木に吹く貿易風」をあげ、写真ではフィジーにだけ生息するハナレインコの姿と、エコ・ツアーワーの一行が望遠鏡を目に当てていっせいに同じ方向に身を乗り出している光景が紹介されている。この記事では「一見穏やかで平和そのものだ。しかし、先住フィジー人と英植民地時代に渡ったインド系住民との民族対立はいまだに止まず、複雑な二つの異なる世界を、この国は抱えている」ことが強調される。「平和な島」「南太平洋の楽園」に似つかわしくない民族間の対立を強調するためにエコ・ツーリズムは引き合いに出されているだけであった。

『Fiji 南の島の物語』（戸井十月、1995年）は、「海という巨大な自然と共生する人々を訪ね歩きたい」と思う著者が計画した、いわば「エコ・ツーリズム紀行」である。彼は海人たちが自然との共生について解説する様子に深く感銘する。ベンガ島での追い込み漁を見た後に、なぜ葦を使つて追い込んだり、穴だらけの網を使うのかの説明を受けた。「私たちが食べる分だけ魚が獲れればいいんだ。獲りすぎたら結局腐らせてしまうことになる。化学繊維の網を使う、そんな漁をしていたら、やがて魚はいなくなる」という話に、自然と共生して生きてきた人々のバランス感覚、サバイバルの知恵を発見する。ランビ島の潜り漁は海に潜つて魚を突く最も原始的な漁法だが、地元民の「ほかに便利な道具があることは知っているよ。でも、俺たちには俺たちのやり方がある」という語りの中にフィジーに住むキリバスのバナバ人の自信と誇りを見る。同じ素潜りだが、マラケ・ダイバーは水中トーチと鋸を持って潜り、眠っている魚や海老を突く。そのダイバーからもまた「たとえ、眠っている魚たちをたくさん見つけたとしても、必要以上は獲らないよ。食べる分だけ獲るのが俺たちのルールなんだ」という説明を得ている。この説明からは、「自然・環境保護」の精神を持つ地元の人々が自然と共生している理想的な姿が読み取れる。乗船した「タウ号」のフィジー人コックが、「夢?」では夢なんか必要ないよ。今みたいな、自由な生活ができるばそれで十分だ」と述べ

たことを引き合いに出し、「グモンだつた」「彼らはとつぐに自分の夢を生きていたのだ」とフィジーの海で働く人々の理想的な生活を語る。「寒くて食べ物がまざい」という理由で英國を離れた「タウ号」の船長も夢の中で生きている。さらに著者の説明からは、自然と共生する理想的な漁を行つてゐる海人たちとは、みな理想的な生活をする「自足」している人々であるとの印象を受ける。果たしてそうであろうか。⁽⁵⁾この著者の語りに問題はないであろうか。「エコ・ツーリズム紀行」である『日本南の島の物語』は、典型的なエコ・ツーリストが「他者」に抱く、いわば「オリエンタリズム」的語りに満ちあふれている。

ランビ島に住むバナバ島民を例にあげよう。彼らは英國の植民地体制下で故郷から追放された人々である。英國や日本の植民地政策によるリン鉱石発掘でバナバ全島が掘り返され、外部から土を入れない限りもはや畑も作れず人も住めない。英國政府が同じ英國領であったフィジーの島をダイタイ地として提供し、強制移住させたのが今日のランビ島民である。英國からのささやかな賠償金も底をつけ、島外に出稼ぎに出ない限り現金収入が望めない人々にとって、ここは自足可能な「理想の地」だろうか。また隙間だらけの網を使った追い込み漁や、必要な量しかとらない潜り漁などは、生態保護や自然との共生にとつては理想的な漁法であろう。しかし開発援助を受けて冷凍施設を手に入れ、余分な魚を市場に持ち込み、現金を手にできるようになつたとき、それでも同じことを彼らは語るのだろうか。ここで問題にされるべきは、この著者が語るような昔ながらの自然との共生意識ではない。この島々もまた世界経済システムの周辺に位置づけられており、海外の政府開発援助（ODA）やNGOから繰り返し「開発援助計画」が持ち込まれる。その「□(7)」と従来からの「□(8)」とのバランスこそが今日の新たな問題として語られるべきであろう。

（橋本和也『観光開発と文化』による）

注 チェンバーズ……アメリカの応用人類学者
マラケ……ヴィティ・レヴ島の近隣に位置する島
キリバス……太平洋上に位置する共和国

〔問一〕 傍線(2)(3)(4)(6)のカタカナを漢字に改め楷書で正確に書きなさい。

- (2) ジュヨウ (3) ヒヨウショウ (4) グモン (6) ダイタイ

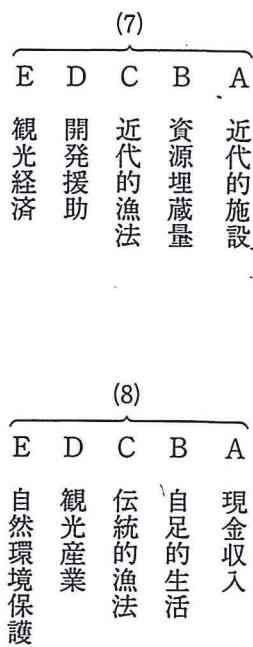
〔問二〕 傍線(1)「エコ・ツーリストのまなざし」とあるが、その説明としてもっとも適切なものを左の中から選び、符号で答えなさい。

- A 「責任ある観光」という標語を体現するために、新たな生態環境保護教育を重視する先進的心構え。
B 稀少な動植物など貴重とされるすべての自然を網羅しつつ、環境保全全般に向けられる能動的な態度。
C 自分は環境に配慮した特別な訪問者であるとの意識のもと、「特別な地域」に向けられる限定的な関心。
D 西洋流の自然保護意識に基づくエリート意識に支えられた、持続可能な開発へと向かう積極的な姿勢。
E 通常の観光者の「まなざし」とは異なった、特別な自然林や人間が介入できぬ景観に対する好奇心。

〔問三〕 傍線(5)「この著者の語りに問題はないであろうか」とあるが、本文の筆者は、「この著者の語り」のどのようない点に問題があると考えているか。その説明としてもっとも適切なものを左の中から選び、符号で答えなさい。

- A 先進国が途上国に与える開発援助の経済的合理性を見落としている点。
B 観光開発の陰で進行する環境破壊の問題について見落としている点。
C 現地の人々が直面している「伝統的慣習」の消滅の問題を見落としている点。
D 植民地時代に旧宗主国が行った途上国への投資効果について見落としている点。
E エコ・ツーリストが描く理想の姿とは異なる現実を見落としている点。

〔問四〕 空欄(7)(8)に入れるのにもつとも適切な語をA～Eの中からそれぞれ選び、符号で答えなさい。



〔問五〕 次のア～オのうち、本文の筆者の考え方と合致しているものに対してもA、合致していないものに対してもBの符号で答えなさい。

ア 「持続可能な開発」という発想の原点は、伝統的慣習に従えば自然環境保護になるという、南太平洋の人々の自然との共生意識にある。

イ 「持続可能な開発」とは、先進国の都合によつて提唱されたものだが、エコ・ツーリズム開発企画者の創意工夫により先進国の大企業は克服できる。

ウ エコ・ツーリズムには、先進国が破壊したために失われた自然を、途上国に残された自然で埋め合わせようとする実態がある。

エ エコ・ツーリストを受け入れる地元の人々とエコ・ツーリズム開発推進者は、自然との共生を最優先するという点で一致している。

オ エコ・ツーリズム開発推進者と地元の人々、そしてエコ・ツーリストのあいだには、観光開発をめぐりその認識に大きな差異がある。

〔問六〕

筆者の考え方をあらわしている本文の題名としてもっとも適切なものを左の中から選び、符号で答えなさい。

- A 「エコ・ツーリズム」が目指す途上国中心主義
- B 「エコ・ツーリズム」が志向する観光開発主義
- C 「エコ・ツーリズム」を支える多文化共生主義
- D 「エコ・ツーリズム」が志向する脱植民地主義
- E 「エコ・ツーリズム」にみる先進国中心主義

二 次の文章を読んで、後の間に答えなさい。(25点)

科学性の定義をカール・ポパーは「反証可能性」(falsifiability)に求めた。誤解されやすい言葉だけれど、ポパーは巧妙な喻えを駆使して、これを説明している。

ロビンソン・クルーソーがその孤島で、ありあまる時間をもてあまして、物理化学の実験室や天文設備を作り出し、それらを使つて、100%観察と実験だけに基づいて「世界の成り立ち」についての論文を書き上げたと仮定する。その中でロビンソンが示した成果が、現在の諸科学において一般的に受け容れられている諸命題と完全に一致したとする。さて、この「クルーソー的科学」は「科学的」と言いうるであろうか。

ポパーは「否」と答える。

というのは、「彼の成果をチェックする者が彼以外にいない」からである。「それは君の思い込みだよ」とか「そこの計算間違つてないか」とか「君がやつた実験の結果と、僕のラボでの追試験の結果、一致しないんだけど」とか言う人間がいないからである。

そういう反証をする人間の言い分が正しいということを言つてゐるのではない。「それは君の思い込みだよ」と言つてゐる人間自身が固有の臆断の虜囚であるというのはよくあることであり、「おまえの計算は違う」と言い張つてゐる本人が計算間違いをしていることもよくある話である。だから、ポパーは「反証が正しい場合には反証された命題は科学的たりうる」というようなことを言つてゐるわけではない（反証が正しいなら、もとの命題は端的に「間違つてゐる」というだけのことである）。たいせつなのは「反証の機会が確保されている」ということである。

ロビンソン・クルーソーの命題が科学的でないとされるのは、孤島の住人が「自らの仕事を、それを行わなかつた誰れか他の者に説明しようとする試み」をなし得ないからである（カール・ポパー、『開かれた社会とその敵 第一部』、小河原誠他訳、未来社、1980年、203頁）。

ポパーはこう書く。

「〔科学的客觀性〕と呼ばれるものは、科学者個人の不党派性の産物ではなく、科学的方法の社会的もしくは公共的性格の産物であり、科学者個人の不党派性は、それが存在する限りで、この社会的に或いは制度的に組織された科学の客觀性の源泉ではなく、むしろ結果である」（同書、203—4頁）。

ポパーが「科学的方法の社会的・公共的性格」と呼ぶものを、私は別の論件について書いたときに「場に対する信認」と言い換えたことがある。「言論の自由」について書いたときの話である。話の筋目を通すために、少し寄り道する。

「言論の自由」というのは、「誰でも自分の思っていることを声高に主張する権利があり、そこには異論を遮つたり、恫喝によつて黙らせたりすることも含まれる」という意味ではない（そう理解している人が多い）。言論の自由とは、複数の理説が自由にゆきかう公共的な言論空間がいずれそれぞれの所論の理非について判定を下してくれるであろうという場の判定力に対する信認のことである。

言論の自由は制度的にそこに「存在するもの」ではない。私たちがそのつど「作り出すもの」である。主張を異にするそれぞれの論者が「私は自説の理非の判定をこの場に託す」と誓言することによって、言論の理非（2）を判定する公共的な場は立ち上がる。優先するのは「理非（2）を判定する場への信認」であり、ある命題の真理性ではない。

この理路をすぐに呑み込んでくれる人は少ない。

ほとんどの人はある命題が真理であることがあらかじめわかっているなら、それに反対する異論は封殺して構わないと考える（だつて、異論の方が間違っているんだから）。

自分の語る命題が真理であるとあらかじめわかっている人は「言論の自由」を望まない。彼がそう言つては、彼は嘘を言つているのである。彼が望むのは「教化する自由、自説を宣布する自由、自説に反対するものを黙らせる自由」だけである。

それでいいじゃないか、と多くの人は思うだろう。だつて、「正しいこと」を述べているんだから、邪魔することないよ、と。

そのレベルで議論している限りはその通りである。けれども、歴史的経験から私たちが学んだのはその逆のことである。

「正しいこと」を述べているものには自由に語らせ、「間違ったこと」を述べているものの発言は抑制してよいというルールを適用すると、当然ながら、全員が「私だけが正しいことを述べており、他の人間にはない」と主張するようになる。そう主張する人の中には「ほんとうに正しいこと」を述べている人も含まれていたかも知れない。でも、彼が「私が正しいことを述べていることは自明であるので、その真偽を検証するのは時間のムダである。いいから、こいつらを黙らせろ」と主張したことによって、彼の正しさが公的承認を得る道筋は塞がれてしまった。自分の正しさを述べるのに急な余り、⁽³⁾ (2) の判定の場が存在することの誓言を言い落としてしまったものは「反証可能性」を棄却し、「ロビンソン・クルーソーのポジション」に身を落とすのである。

みんなが「私ひとりが正しいことを述べている」と主張しているところでは、「はい、ちょっと待って。みんな静かに！」という以外に事態を解決する道筋はない。ねえ、とりあえずみんなの話を順番に聞こうじゃないか。この場の合意を以て理非の判定に代えるということはどうだろう。その代わり、「場の合意」はテンポラリーなものにすぎないということにも合意する。場が認定したのは「暫定真理」にすぎない。だから、新たな反証事例や未見のデータが示されたら、「暫定王位」がペンドティングされ、再び真理をめぐる議論が始まり、再び場の判定が下る。

そういうルールでゆくことに近代社会は合意した。いろいろやつてみた結果、「言論のゆきかう場の理非判定力を信認する」ことの方が「ほんとうに正しいことを言う人にのみ選択的に言論の自由を許す」ことよりも、世の中が住みよくなるということがわかつたからである。

「世の中が住みよくなる」というのは、真理のことを忘れて、ばんやりと鼓腹擊壘^{こよぎじよ}できるということではない。そうではなくて、誰かに真理をまとめて仮託するということが許されず、全員が真偽の判定にかかわらないといけなくなつたので、みんなわりとまじめにものを考えるようになった、ということである。その分だけ人類の知的パフォーマンスが全体としては活性化したということである。

「真理だけを語る少数の人間たち」だけを例外的に優遇するよりも、圧倒的多数の「間違った」とを語る人間たち」に「自分が間違っていることを (4) する」チャンスを保証する方が、「人類という種」のトータル差し引き勘定ではプラスになる。理非判定の公共的な場が立ち上がるとき、人々の語り方が変わる。「自説の正しさをうるさく言い立てる」ことを控えて、「自らの仕事を、それを行わなかつた誰か他の者に説明しようと」試みるようになる。

経験的に言つて、自説の正しさを確信している人間は説明を好みない。「周知のように」とか「言うまでもないことだが」というようなフレーズを頻用する人間はこの類である。一方、自説の正しさの賛同者をひとりでも増やそうとする人間は情理を尽くして語る。知る限りの傍証を引き、使える限りの修辞を動員し、思いつく限りの諭え話を繰り広げ、なんとかしてわかつてもらおうとする。とりすがるように、懇請するように語る。それができるのは、その人が言論の行き交う場の判定力を信頼しているからである。そこにいる聴き手の知性を信頼しているからである。聴き手の判断力に敬意を抱いているからである。

「木で鼻を括つたような説明」が私たちを不快にさせるのは、そこで述べられていることが間違っているからではない（必ずしも間違つてはいない）。そうではなくて、そこに聴き手の (5) や (6) に対する信頼と敬意の痕跡を見て取ることができないからである。「おまえが私の意見に同意しようとしていると、私の意見の真理性は揺るがない」と耳元で怒鳴りつけられ続けていると、私たちは深い疲労感にとらわれる。それはその言い分が実践的には「おまえは存在する必要がない」という宣言と同義だからである。「おまえなんかいなくてもいいんだ」と言われ続けていると、その呪詛は私たちの生命力を酸のようになんで侵してゆく。

話がだんだん横に逸れてしまつた。もとに戻そう。科学性の話をしているところであつた。「科学性」は、ある命題の (2) のレベルではなく、その (2) が検証される公共的な場にそれが負託されているかどうかという事実のレベルにある。カール・ポパーが「反証可能性」という言葉で言おうとしたのはそのことである。どうして、個別的な命題の真偽よりも、「命題たち」を受け容れて、それをすり合わせる「コミュニケーションの場」の存否の方が優先的に配慮されるかといえば、理由は拍子抜けするほど簡単なことである。その方が人類全体の知的パフォーマンスの総量が増大するからである。理屈は「言論の自

由の場合と同じである。「言論の自由の場」を確保しておくことは、「眞実を語る人間以外は発言する権利がない」というルールでゲームをするよりも、プレイヤーたちの全体的なパフォーマンスを向上させる。だから、「言論の自由」は重要なのである。「私ひとりが真理を語っている」という人間にその命題の眞理性ゆえに言論の場を独占することを許せば、彼以外のすべての人々の知性はゆつくりと鈍磨してゆく。だから、真理を語る少数者がときどき出現して言論を独占するシステムよりも、できるだけ多くの人間が自主的に知的パフォーマンスの向上をめざすように設計されたシステムの方が、「私」が幸福になる確率は高い。⁽⁷⁾（修辞的裝飾を剥ぎ取つて言つてしまえば、「それだけ」のことである。

カール・ポパーはユダヤ系オーストリア人である。彼が『開かれた社会とその敵』という本を書いたのは、「閉ざされた社会」（ヒトラーの第三帝国やスターリンのソ連）で彼の同胞たちが組織的に殺された後のことである。彼が「敵」というつよい言葉に込めたのは「正しい理説の名において大量殺人を犯すもの」のことである。それを知れば、ポパーの「反証可能性」論には「あなたがたとは違う理法で思考するものを許容せよ。彼らに情理を尽くして語る機会を与えよ」という実存的なうめきに近いものが伏流していることがわかるはずである。

（内田樹『呪いの時代』による）

注 ラボ……ラボラトリ（実験室） ペンディング……未決定の状態にあること

鼓腹撃壊……泰平な世の中を楽しむさま

〔問一〕 傍線(1)に対する次の説明のうち、正しいものを一つ選び、符号で答えなさい。

- A 政治的に中立な科学者個人が、科学的客観性の源泉となる。
- B 制度的に組織された科学の客観性は科学者個人に由来する。
- C 科学者個人が客観性をもつのであれば、科学的な客観性は生まれてくる。
- D 社会的公共的な性格をもつことが科学的客観性には必要である。
- E 科学の客観性と科学者個人の不党派性は、同時に成り立つものである。

〔問二〕 空欄(2)に入れるのにもつとも適切な語を左の中から選び、符号で答えなさい。

- A 直曲
- B 優劣
- C 正否
- D 成否
- E 諧否

〔問三〕 傍線(3)の「ロビンソン・クルーソーのポジション」に立つのはどのような人か。次のア～オのうち、正しい説明に対し
てはA、誤っているものに対してはBの符号で答えなさい。

- ア 閉ざされて孤立した環境の内側で完璧な実験や観測を行い、自分の出した結果を信じこむ人。
- イ 真理を求めるなかで言論の自由を望まず、自分の見解を正しいとして疑問を抱かない人。
- ウ 自説が正しいかどうかの判定を公共の場に託すと誓つて、その場に立とうとする人。
- エ 他人を教化する自由、自説を宣布する自由、自説に反対するものを黙らせる自由を望む人。
- オ 暫定的な真理は、新たな反証事例やデータが示されたらあらためて議論になることを認める人。

〔問四〕 空欄(4)に入るのにもつとも適切な語を左の中から選び、符号で答えなさい。

- A 論破
- B 解釈
- C 弁解
- D 自覚
- E 評価

〔問五〕 空欄(5)(6)に入れるのにもつとも適切な語の組合せを左の中から選び、符号で答えなさい。

A 傍証 知性

B 科学性 反証結果

C 知性 判断力

D 判定力 修辞

E 真理性 賛同者

〔問六〕 傍線(7)にいうシステムとはどのようなものか。本文の筆者の考え方と合致しているものに対する対応ではA、合致していないものに対する対応ではBの符号で答えなさい。

ア 間違つたことを語る人が多数のとき、情理を尽くして反証可能性を排除するシステム。

イ ある社会を構成する人々全員が、ものごとの真偽の判定にかかりうるシステム。

ウ 公共的に開かれた言論の場が、やがて判定力を發揮することを信じるシステム。

エ 正しいことを述べる人が自由に語っているうちに、聴き手が検証の要否を判定するシステム。

オ さまざまな意見をたがいに検証しあい、コミュニケーションの場を確保するシステム。

三 次の文章を読んで、後の間に答えなさい。(25点)

ざらざら、(1)、(2)、ずるずる、ぜえぜえ、(3)、(4)、もぞもぞ…。ザ行のオノマトペにも、何かにふれて擦れるときのその感触を表現したものが多い。それも抵抗感がかなり大きいときの表現が多い。そしてそのぶん、その感触が身体のより深いところにまで響きわたり、侵蝕してくる感じもともなう。

「ざらざら」は、ざらついた物の表面に触ったときの粗い感触を伝える。「(1)」には、待ちきれなくて苛立ちが高じてくるときの、あの細かな、皮膚を灼くような焦りを感じられる。「(2)」には、服にまで沁みとおつてきた水に肌がべつとり濡れて、からだがその芯から冷えきる感じがある。「ずるずる」には、凹凸のある石の上、土の上をむりやり引きずられるときの強い摩擦が感じられる。肌がすりむけて、血が滲みだすよう。あるいは、何かの誘惑に抵抗もむなしく引きずられてゆくときのよう。」「せえぜえ」は、喉元がいがらっぽくなり、咳き込んで、激しくあえぐ様子を表わす。「(3)」は、期待や怯えにからだが震え、その震えがからだの芯にまでデンドウしてくる様子、そう、他なるものがからだをその内部にまで侵犯してくる様子をなまなましく表わす。からだが熱を帯び、だから逆に皮膚ではひどく寒気をおぼえる、そんな烈しい緊張にからだが襲われているときにも発せられる。「(4)」は、ひとつが整列することもなく雑然と、ゆっくり集団で移動している様子を、草履が土に擦れる重い音で表現している。「もぞもぞ」は、落ち着きなく、腰のあたりで不格好にからだを動かしているさまを、外から眺めて表現する。

ザ行のオノマトペは、身体が何かと摩擦を引き起こすだけでなく、それが翻つてひるがえり、身体がぎしぎし軋むときのその感触をよく伝える。擦れが体躯のあちこちにデンドウしていつて、そこを震わせ、ついに身体の中軸にまで響いてくるという感じとでも言おうか。身体のどこかで起こった摩擦や軋み、それが口腔を共振させ、舌と上顎が擦れあって、耳障りな[Z]の音が発生する。身体のどこかで起こった感覚は、身体のさまざまな表面を、あるいは身体の軸となる部分を駆けめぐって、あらゆる部位に波及するのだ。その意味で身体は、いつてみれば共鳴盤ないしは反響箱のようなもので、身体のある部位の振動

がいやおうなしに別の部位の共鳴を引き起こす。

身体はさまざまに振動する。全身がぶるぶる震えもするし、歯ががちがちぶつかり、胴体がぐくぐく揺れることもある。貧乏ゆすりのように、からだが焦れて、がたがた揺れるときもある。身体がひきつり、痙攣^{けいれん}をくりかえすうち、ついに意識が遠のき、身体が硬直してしまうこともある。身体のこののような不意の震え、不意の揺れにおののくとき、あるいはそれに思いがついていかないとき、それに抗うかのようにして、ひとは口許で[Z]と音を立てる。

身体のなににある大きな変化に抗うときに、ひとは[Z]という音を立てると言った。その抵抗感をとくによく孕んでいるのが、「ずるずる」(づるづる)というオノマトペだ。勾配のあるところでの「ずるずる」は、斜めにずり落ちてゆくときの描写である。水平な場所での「ずるずる」は、どこか別なところにむりやり引きずられてゆくときの描写である。「ずるずる」という、鈍重な響きをともなつた引きずりは、あるいはずり落ちは、ここを動きたくない、ここから落ちたくないという(7)がかなわざわたしたちはずるずる引っ張られてゆくのである。

力士は、相手の強大な力に身を持ちこたえることができなくて、ずるずる後退し、ついには土俵を割る。官憲の強力に、ひとは座り込んで(7)する。低くしゃがみ、さらに尻をついて(7)する。それでもダメなら、寝ころんで(7)する。膝と肘と背中とで必死に(7)する。が、(7)むなしくずるずる引っ張られる。蕎麦やお椀の汁をするとき、垂れた涙をするときの「ずるずる」は、だからその(7)の感触だけを表現している。そう、自然な落下に対する(7)である。が、それはひとつに抗しえないものである。いつか力尽きるものである。ひとであるかぎり。その情けなさ、みつともなさが、この「ずるずる」のコアにある。しまりなく、けじめなく、きまりも守れないで、自然に流れ、だらしなくその状態を続けるさま、たとえば期限を知りながらそれを切ることをせずにだらだらと居続けるとき、めりはりなしに延々とだらしない話を続けるとき、それをひとは「ずるずる」と形容する。結婚して日常をともにするようになると、男女はすぐには「ずるずるべつたり」となる。「するする」の滑らかさとはえらい違いである。「するする」は、濁るだけで、正反対の事態になる。

(7) (7) は必死のものであることもある。決断がつかず、ためらいがちのまま起⁽¹⁾ることもある。ただただ流されるだけで、(7) の意志がなくても、それなりに定着した生活の形がその鈍重さによつてだらだらとそれに抗しているだけのこともある。引きずられる、流されるといった他動詞的な「摺る」ではなく、自動詞的な「摺る」もある。霜山徳爾はその著『人間の限界』の中に、「摺る」をめぐってなかなかに味わい深い文章を書きつけている。

足に関する人間的な言葉は少なくない。たとえば、四国の足摺岬あしざりみさきという地名は、冷たくあしらつた訪客が実は観音で、沖に潛⁽²⁾出していくその後ろ姿にむかつて、悔恨の僧が足摺りして泣いたという伝説に由来するといわれる。足を摺ることは、おのれの不明を恥じるがどうにもならず、同じ場所に立つたまま、もはや戻らぬ事態に対しても歩み行けないシヨウソウの表現である。しかし大かたの人間にとつても、人生は足摺りの人生ではないだろうか。

後悔の「足摺り」、あるいは、好機を逃したときに悔しがつて踏む地団駄。足摺りとは、おなじように足裏を大地にべつたりとつけ、地面を擦ることであつても、地に足がつくことの逆である。地に足がつくそのつき方が気にくわないのだ、納得できないのだ。足場を激しく擦りつけることで、この足場の存在そのものを拒んでいるのだ。そのいらつきが、擦りをさらに強くする。バレエも、重力に抗して、地面を蹴⁽³⁾る。ただし優美に。そのために地面との接触を最小限にする。その最小限の接触がトーダンスだ。爪先立ちは当然、不安定きわまりないものである。その不安定をかき消すために、艶⁽⁴⁾やかな垂直の立ち居を一瞬実現し、倒れかける前に別の立ち居へとすばやく移行する。重心を地面からかぎりなく遠ざけたその高さのなかで、バレエはその優美な舞いを維持する。もうひとつ、タップ・ダンスは、床をからかうように、足裏でリズミカルに床を叩⁽⁵⁾く。ギャロップ（旋回舞曲）かディベルティメント（喜遊曲）のように、軽やかに。人間的な湿りを遠ざけるかのように、メカニカルに。

これに比べると、足摺りは、文字どおり土着的である。情念が、言葉でも、手でも、優美なジョウタイでもない、顔という人称性のもつとも濃い場所から遠く隔たつた、人称性のもつとも希薄な場所へと下降し、そこに立て籠⁽⁶⁾もる。床を蔑⁽⁷⁾んだり、卑めたりするのではなく、そのもつとも卑しいはずの場所におのれを取り集め、そこでじりじり地面にみずからを擦りつける。おのが浮かび上⁽⁸⁾がることを許せないのである。これを外せば、あるいは回避しようとする、おのれの立場そのものが

となる。そう思い詰めてみずからを苛むのが、あの足摺りなのである。

古典的な能や現代の暗黒舞踏もまた、跳ぶことを禁じ、この足摺りに大きな意味を見いだしてきた。それは、浮こうとして浮きえないひとの性^{きみ}から眼を逸らすことをよしとしない。むしろ、おのれの存在が地につながっていること、地に括りつけられていること、地にへばりついてしか可能でない」と、いやいや、じぶんがそもそも「腐植土」(ラテン語の humus)これが humanity^{ヒューマニティ}つまりは「人間性」の語源である)であることをついぞ忘れさせないための技芸である。悔いや焦りといった情念はまるにそこから噴き上がる。

ここに「ぐずぐず」の場所もある。「ぐずぐず」とは、決断がつかず決着を引き延ばしているうちに、やがて「自然」に引っぱられ、流されてゆく、そんな予感に包まれたひとのためらいや逡巡^{しうん}を表わす。身を引き裂かれる思いにさらされながら、情けないことについてまでも決心がつかない。亩がらりんのまだから、当然、力が入らない。力が入らないまま、そのだれた姿をそのまま晒す。

辛氣くさいほどのろのろしているし、なにやらぶつぶつ言うばかりで、いつまでたっても言い分が見えてこない。そう、「ぐずついた天氣」のように、いらいらさせるひと。はきはきせず、切りがつかず、しまりもなく、ただただおなじところを堂々通りするだけで、それでも焦りはしない。そんな奴に決まって、聞き分けがなく、陰気にじねる。つまり、「ぐずる」。そんな奴は、「ぐずぐず」とていねいに言うより、「ぐず」(愚図)と一言、呼び捨てにしたい。

そんな「ぐず」は御免被るけれど、しかし、なにがある誘惑に引きずられ、「いけない」と思いながらぐいぐい吸い込まれてゆくさま、あるいは、このまま行けばもう引っ返しようがないとわかつていて、その連れてゆかれる先、いつてみれば法悦の予感に怯えながら、しかしそれについて抗いえずするずる引きずられ、すでになかば放心し恍惚に包まれている、そうしたひとの姿は掛け値なしにエロティックである。

そうしたエロティックとは別に、ここにもうひとつ、ずるずる引きずられるのではなく、ぐずぐずとここに立ち止まる権利といふものもあるのではないだろうか。すかつと決断するのではなく、あえて決断をずるずる引き延ばす「ぐずり」の権利と言つ

てもよい。

いまの世の中、何もかもがつるつる滑る。まるで、ミラーボールの反射のように、あるいはケンボウショウにかかつたかのように、どんな事件や不祥事も起こればすぐに早すぎる反応をし、そしてみずから息せき切つておこなったその反応じたいもすぐ忘れる。あらゆる出来事が記号として消費されるだけで流れていってしまうと言つたらいいのか、滑りがよすぎて、身に引っかかるということがない。つるつる、すべすべ、さらさら。それは皮膚の表面のことではなく、世界の表面そのもののことだ。まるで条件反射のように、メディアが伝える情報に即座に反応してしまふひとびと——そう、メディアはあまりにも触覚的である——、そんな視聴者の憤りやラクタンには奥行きがない。いちど内に含んで反芻するという時間の濶がない。まるでじぶんの存在は表面上こそあるとばかりに、内で、ああだ、こうだと得体をうかがう前に、その感触にとっさに反応してしまう。いや、感触を味わうより先に、情報に、そして情報への反応の様式に感應してしまふと言つたほうが正確だ。

何ごともつるんと滑ってしまう社会。

「教育再生」論議や地域でのもめ事の解決から、安樂死をはじめとする生命倫理の議論まで、わたしたちは「解決」を急ぎすぎているようにおもう。急がないと危ういことも事実ではあるにしても、議論としては急ぎすぎているようにおもう。事は重いにしても、その錯綜した問題への処し方に心底、納得できるまで、つらつら迷う権利、最終決定できないままぐずぐずと悩むことを保障されるような権利というもののこそが、いまは必要なのではないか。

人間の、人間としての基礎にかかわることがらは、すぐには答えの出ぬものが多い。人間にはついに答えられないもの、あるいは答えが出ぬままそれを問いつづけることに意味のあるものも少なからずある。じぶんの人生の意味、じぶんが存在することの意味などというのは、その最たるものであろう。ここでは、すかっと噛み切れる論理より、いつまでも噛み切れない論理のほうが、重い。滑りのよい言葉には、かならず、どこか問題を逸らしている、あるいはすり替えているところがある。ぐずぐずしながらも、逡巡の果てにやがてある決断にたどり着く、(15)。その時間を削ぐことだけはしてはならないとおもう。その時間こそ人生そのものなのだろうから。

(鷺田清一『「ぐずぐず」の理由』より)

注 オノマトペ……擬態語、擬音語

〔問一〕 傍線(5)(8)(9)(12)(13)のカタカナを漢字に改め楷書で正確に書きなさい。

- (5) デンドウ (8) ショウソウ (9) ジョウタイ (12) ケンボウショウ (13) ラクタン

〔問二〕 傍線(6)「耳障りな」、(11)「掛け値なしに」、(14)「反芻する」、の意味としてもっとも適切なものをそれぞれA～Eから選び符号で答えなさい。

- (6) 耳障りな A 摩擦音に似たような B 遮断されて聞きにくい C 耳に振動が伝わる
D 聞いて不快感を覚える E 障壁に当たり反響する
(11) 掛け値なしに A 過度に高い評価をせずとも B 引き留まるところなくそのまま
C 高価で値段をつけられないほど D 掛け合わせて重複させなくとも
E 一か八かをかけるまでもなく
(14) 反芻する A 反対の立場を含みおく B 繰り返し考え方 C 内省して悔悟心を覚える
D 反応してよく吸収する E すう勢にあえて反する

〔問三〕 空欄(1)～(4)には、ザ行のオノマトペが入る。それぞれの空欄にもつとも適切なオノマトペを左の中から選び、符号で答えなさい。同じ符号を一度以上用いないこと。

- A ぞろぞろ B ぞくぞく C ずぶずぶ D じんじん E じりじり F ざんざん

〔問四〕 空欄(7)に入れるのにもつとも適切な語を本文中より抜き出し、漢字で答えなさい。

〔問五〕 空欄(10)に入れるのにもつとも適切なものを左の中から選び、符号で答えなさい。

- A 自然のもの
- B 絶対のもの
- C 虚偽のもの
- D 劣悪なもの
- E 弱小なもの

〔問六〕 空欄(15)に入れるのにもつとも適切な文を左の中から選び、符号で答えなさい。

- A いやたどり着くことをいやでも強いられる。
- B そして噛み切れない論理がついに噛み切れる。
- C そこに問題をすり替えない最終の答えがある。
- D そう決断を先延ばしにする権利が無用となる。
- E 否じぶんが存在することの意味にたどり着く。

〔問七〕 次のア～オのうち、本文の筆者の考え方と合致しているものに対してはA、合致していないものに対してはBの符号で答えなさい。

ア オノマトペは身体の出来事に思いがついていかないときに用いられるが、われわれが意識を常に鮮明にして明確な思考を重ねていけば、オノマトペによらない、人称性に富んだ言語表現が可能になる。

イ ズルズルというオノマトペは、「ずるずるべつたり」という表現で結婚後の二人の生活の様子をあらわすことを通じて、めりはりのない、だらだらとした生活の非倫理性を指摘するよう用いられる。

ウ 能や暗黒舞踏は、バレエが重力に抗して地面を蹴り、タップ・ダンスが足裏でリズミカルに床を叩くのとは対照的な身体表現を特徴とし、そこに人間存在のあり方についての独特のとらえ方がある。

エ オノマトペは、メディアが伝える情報やその情報を伝達するメディアの視点と評価を視聴者がそのまま受け取ることに警告を発し、情報の受け手が怒りや悲しみを内奥から引き出す助けになる。

オ 身体の出来事をあらわすオノマトペのなかには、思案を重ね試行錯誤を続ける様をあらわし、社会問題や死生観にかかわることがらについての態度を示すものがある。

四 次の文章を読んで、後の間に答えなさい。(25点)

かつて、平和とは戦争をしないことだった。侵さず、殺さず、奪わぬことこそが、「平和」だった。一九二〇年に国際連盟が成立し、集団安全保障という考え方が登場して以降は、それに「侵略を鎮圧すること」という意味内容がつけ加えられた。「侵さないこと」に加え、「侵した国を罰すること」が平和の重要な要素となつたのである。

それらはいずれも、国家間のルールを守り、守らせることに主眼があつた。別の言い方をすれば、国々が相互にそういうルールを守り合つていさえすれば、國の中でいかにひどいことが起つていようと、「平和」は保たれることになつていていたのである。国際法的に見るならそれは、侵略と戦争の違法化、武力行使の禁止、他国への干渉の禁止、主権の尊重といった原則の確立強化を意味する。

また、思想的に見た場合、それは、ある程度まで絶対平和主義の立場に重なつていて、侵さない、干渉しないということは、いかなる場合でも武力を行使しないということであり、それは絶対平和主義の核心でもある。これに対し、集団安全保障に基づいて「侵した国を罰する」ような「平和」は、おそらく絶対平和主義とは相いれないだろう。「ある程度まで」と限定したのはそういう理由からである。いずれにせよ、「国家間の平和」の意味は比較的わかりやすく、明瞭である。

X

(I)

だが次に、一国内において、戦闘行為はないものの、政権によって民衆の基本的自由および権利がはなはだしく侵害されるい るような場合はどうだろうか。かつてそれは、国際平和の問題ではなかつた。国民にどれだけの自由と権利を与えるかは各国内問題であり、それが不十分であつても国際平和の問題になることはなかつたのである。

人権差別等のはなはだしい人権侵害が国際平和の問題になつたのは、（九六〇年から七〇年にかけて、国連がそういう侵害に

「国際関心事項」という特別の名前を与えてからである。そういう政策をとつていると指弾された国に対しても、国連が「介入」し、制裁を加えたりすることが法的に許されるようになつた。そのときの対象は、白人政権による有色人種弾圧の激しかった南ローデシア（現在のジンバブエ）と、白人と有色人種とを完全に分離するアパルトヘイト政策を続けていた南アフリカという、アフリカの二ヶ国である。

問題は、そういう場合にとられる措置には武力行使が含まれるかどうか、という点である。南ローデシアと南アフリカの場合には、武器の禁輸や経済および文化交流の停止など、「非軍事的な」措置にとどまり、武力行使までは行かなかつた。その理由のひとつは、冷戦時代で米ソの不一致もひどく、国連が軍事的措置をとろうとしても不可能だつたからである。だがそれ以上に、両国における人種差別が——非道きわまりないものではあつたが——人間の集団殺害といった事態には至つていなかつたことのほうが大きな要因だつた。いかに非道ではあつても、ただちに武力介入が必要な緊急事態に立ち至つていないのである。いえどもむやみに武力行使をするわけにはいかない。

ならば、罪もない多数の人々が殺害されている場合なら、武力を用いてでも介入することが可能だらうか。国連ならば文句なしに可能である。「平和を壊す」と判定される様々な行為に対しても、安保理は、非軍事的措置だけでなく軍事的措置をとると決定することもできるからである（国連憲章四一条、四二条）。非軍事的措置と軍事的措置をあわせて「強制行動」と呼ぶが、それを発動する対象は、非人道的な状況であつてもなくともかまわないのである。平和を壊す行為（厳密には「平和に対する脅威、平和の破壊、および侵略」の三種類¹¹国連憲章三九条）と認定されるものがありさえすれば、法的には十分なのである。

（II）

冷戦が終わり、アメリカとロシアの不一致は大きな障害ではなくなつた。かつての南アフリカや南ローデシア以上にはなはだしい人権侵害に對しては、安保理が軍事的強制行動をとることもありうるだらう。だが、よりやつかいな問題は次の点にある。つまり、内戦が起きていよいよといまいと、罪もない人々が多数殺される極度の非人道的状況が存在し、それに対しても安保理が強

制行動を起こそぬ場合、個々の加盟国が (1) ができるか、という点である。

いまも述べたように、安保理がなんらかの「国連軍」を編成してそれを行ふのであれば、法的にはなんら問題がない。国連憲章に定められた強制行動をとるだけのことだからである。また、安保理が一部加盟国にそのような武力行使を要請（あるいは容認）することも、なんら問題がないとまでは言えないが、全く不可能ではないだろう。少なくとも、南ローデシアの事例で英國に要請したという先例はある。そのように国連自身が行うのでもなく、国連の要請によって行うのでもない、個別国家の独断による武力行使というものが、はなはだしい人権侵害や非人道的状況を中止させるためという理由があるなら許容できるか――それが次の問題である。

この問題を『人道的介入』と呼ぶ。この種の人道的介入は、ごく最近では一九九九年三月から七月にかけて、北大西洋条約機構（NATO）軍が新ユーゴスラヴィアに対して行つた爆撃の際に脚光を浴びた。この爆撃自体は、人道的介入のモデルケースとはみなしにくい事例である。同国のコソヴォ自治州で、殺戮や迫害などさまざまな非人道的事態があつたことはたしかだが、とられた手段（＝空爆）、それをとつた手続き（＝安保理無視）、得られた成果（＝迫害の循環）のいずれをとっても、疑問の残る行動だつたからである。

少なくともそれは、「許容しうる人道的介入」のモデルケースであつたとは考えにくい。その意味で、この爆撃の是非を論ずることと、人道的介入の是非を論することは、おのずと別の事柄である。それゆえ、あの事例をもとに人道的介入を肯定する議論も、それをもとに人道的介入を否定する議論も、同程度に意味をなさない。そうではあるものの、あの事件を契機に人道的介入という言葉そのものは忽然とよみがえつた。きつかけとなつた事件の是非とは別に、非人道的事態にのぞんで何をなすべきかという、平和の重い問題が姿を現したのである。

もつとも、以下で議論を進めていくように、非人道的状況に対して国々が独断で武力行使ができるかという意味での人道的介入（狭義の人道的介入）の問題は、ここで目を向ける唯一の問題ではない。唯一の問題ではないが、現代における平和のつくり方を考えるときに、避けて通ることのできない問題ではあるだろう。この問題のうちに、(2) が凝縮して現れているから

である。

他者をはなはだしい人権侵害から救うためなら、これまでには「非・平和」の象徴だった武力行使をおこなえるようになるのか。それも、国際社会の権威的な決定（たとえば国連安保理決議）を待たずに、どの国も自由に個別にできるのか。いずれの問いか対しても、「しかし」という答えが安直に与えられるとは思われない。他方で、それらの問いかに「否」と答える場合には、ならばその代わりに何をすべきか、という問題がつきまと続けるだろう。

(III)

そこには、(2) という現実が二重に投影されている。ひとつは、平和のためにどこまで他人を強制できるか、特に、どこまで暴力や武力を行使できるか、という問題においてである。もうひとつは、人は平和のためにどこまで危険を引き受けることができるか、引き受けねばならないか、という問題においてである。

このうち、とりわけ第一の問題が厄介だと言える。かつてならば、平和の問題を考えるときには、とりわけ絶対平和主義の思想に立つて平和を論ずる場合には、(3) という問い合わせそのものがほとんどありえなかつた。しかし、無辜の人々が大規模に惨殺されるような状況は、その問い合わせ私たちに強い。かつてはありえなかつたはずの問いに、真正面から向き合わねばならなくなるのである。平和を大切に思い、殺戮や破壊を地上からなくすことを真剣に希求してきた人々であればあるほど、それは、関わりたくない問い合わせあるだろう。

にもかかわらず平和主義は、その問い合わせるをえない。おそらく、実行主体が国々であれ国連であれ、平和と人道のために武力を行使するかどうかという問題のうちに、平和主義の根幹にふれる重い倫理的問い合わせこめられているからである。「無辜の人々がなぶり殺しにされているときに、私たちは何もしなくてもよいか」という、重い問い合わせである。

これは難問である。平和を真剣に考え真摯に希求している人間ならば、「何もしなくともよい」とは絶対に答えようのない問題だからである。何かをしなければならない。しかもその「何か」には、厳格な絶対平和主義のもとでは認められないであろう、

一定の武力行使も含まれるかもしない。それはいかにも重く、悩ましい問い合わせではないか。

重さと悩ましさの根源は、その問い合わせはらむ倫理性にある。フランスの哲学者ポール・リクールは、「人の苦しみはそれを見た者に義務を負わせる」という言葉でこの倫理性を表現した。迫害の犠牲者が存在するとき、それを見た他人たちは犠牲者を救済する義務を負う、と言うのである。それは法的な規範や政治的な配慮を超えた、高度に倫理的な要請である。いやそれは、有無を言わせぬ絶対倫理の議論でさえあるだろう。

第一に、その根拠は生の絶対性、すなわち「生に本来的に結びついている価値が(5)」ことにある。第二に、そこから生まれる義務も絶対的な「定言命令」であり、だれしもそれに逆らうことはできない。そのように生の絶対性が前提され、自分とは直接に関わりのない他人の存在のありようについて義務を負い、しかもそれに逆らってはならないのなら、これは絶対倫理と呼ぶほかないのではないか。

難問の難問たるゆえんも、まさにそこににある。リクール的局面において、絶対倫理と絶対平和とが鋭く緊張関係に立つからである。とりわけ、リクール自身はそこまで言つていながら、その絶対倫理を実践するために暴力を使わねばならないのだとしたら、両者の緊張関係は抜ききしならないものとなる。平和は武力を用いてこそ保たれ、正義は武力に頼つてこそ実現されるという立場に立つ人々にとって、そこにはいかなる難しさもない。しかし、武力を用いずに平和をつくるという倫理的立場を選択し、武力行使の忌避（不殺戮）にこそ正義を見いだす人々にとって、この緊張関係は難問そのものとなるのだ。

IV

もつとも、あらかじめ注意しておくべきことがある。右の重い問い合わせに向き合つたからといって、一部の（単純な）人道的介入推進論者が主張するように、ただちに国々の独断的な武力行使を認めねばならなくなるわけではない、ということである。歴史の実例から判断する限り、そういう方法が最善であるとの保証もない。「何かをしなければならない」と「何をしてよい」との間には、限りなく大きな隔たりがあるのである。

そこでは単純な二者択一が役に立つわけでもない。むしろ、大きな隔たりの間にある無数の選択肢のなかから最も適切なものを選ぶという、すぐれて実践的な平和追求作業こそが求められるのである。人道的介入を考えるということは、そうして、鋭い緊張関係のなかで重い倫理的課題に向き合い、実践的に平和への道を選び取るということにほかならない。

ただそれでも、難問のもうひとつの側面がまだ残っている。どの選択肢を選ぶにしても、どこまでの危険を引き受けねばならないか。人道的介入というと、圧倒的な軍事大国が小国に攻めこむという図式、とりわけ、空爆だけに徹して自分たちの危険を最小にする場合が想像されやすいが、それはむしろ例外に属する。軍を送って迫害される人々を救う場合でも、地上戦をおこなうとなると相当の危険を負うことになろう。

国連その他の機関の文民要員や、種々の非政府組織（NGO）の人々が紛争地域に入る場合には、更に多くの危険にさらされる。そのような危険を誰がどこまで引き受けるべきか。あるいは、誰がどのように排除できるか。こうした問題は、狭義の人道的介入についての議論ではあまり問題にならないかもしれないかも知れないが、非人道的状況におかれた人々を救うためのあらゆる行為を人道的介入のなかに含めるなら（これを□と呼ぼう）、実は人道的介入の大切な論点となる。むしろ、こうした問題のほうがより実際的であるかもしれない。

この場合も、選択肢の幅は同様に広いだろう。危険をまったく顧みないやり方、危険を排除するために相応の実力行使をするやり方、極度の危険がおさまるまでは介入（救援）を断念するやり方、等々である。いずれにせよそれは、平和の思想と行動にとって、それぞれにむずかしい選択を迫るものとなる。危険を顧みない場合も、危険がおさまるまで断念する場合も、種類は違うが重さはよく似た難問が姿を現すのだ。

以上どの問題も、唯一の答えが簡単に見つかるわけではない。それでも歴史のこの時点で考えておくべき問題ではある。二〇世紀が平和の大切さを遺産として残すと同時に、人権と人道の大切さをあざやかに刻印し、かつ、平和と人権／人道との関係がどのようなものであるか、完全には明らかにしないままに幕を閉じたからである。平和をつくる嘗みはどのように人道的でなければならぬか、逆にまた、人道的な活動はどうに平和的でなければならないか——人道的介入という問題は、それらを

考える好個の素材としてある。

(最上敏樹『人道的介入』による)

〔問一〕 空欄Xには次の四つの文章からなる一つの段落が入る。それらを意味が通じるように並べかえて、ア～エの符号で答えなさい。

ア だが法的にはともかく、内戦も事実上の戦争である以上、それが戦われている限り、民衆の平和はない。そうであるなら、国際法で禁止されていないからといって、自由におこなつてよいことにもならないだろう。

イ これに対し、主権国家の内部で起こる事柄になると、「平和」の意味はそれほど明瞭ではない。奇妙なことに、内戦をしてはならないという国際法は存在しないのである。そのため、誰か第三者が内戦を強制的にやめさせることもできない。

ウ 多くの内戦に対して国際連合総会や安全保障理事会が停戦決議を発したり、平和維持活動を展開したりしてきたのは、

国際社会に、「内戦も起きてはならないことだ」という規範意識が広く浸透していることの現れだと言つてよい。

エ それどころか、かつては、内戦の一方の当事者に武力援助を与えることが合法とされていた時代さえあつたのである（現在でもそういう解釈は残っている）。

〔問二〕 傍線(4)「人の苦しみはそれを見た者に義務を負わせる」というポール・リクールの言葉に対して本文の筆者はどのように解釈しているか、それを正しく示しているものを左の中から一つ選び、符合で答えなさい。

- A ここで負う義務とは、誰も逆らうことのできない絶対的倫理という性格をもつ。
- B 目のまえで苦しむ犠牲者を救済しようとしたければ絶対平和主義者とはいえない。
- C 厳格な絶対平和主義に立つ者は、ここにいう義務を果たすことができる。
- D 武力に頼って正義を実現しようとする者は、この義務を果たすことができない。
- E 法的規範や政治的配慮を超えた次元で、国々は義務を果たさなければならない。

〔問二〕 空欄(1)(2)(3)(5)(6)に入れるのにもつとも適切な語句をそれぞれA～Cの中から選び、符合で答えなさい。

- (1) A 何もせずに傍観していること
B 勝手に軍事行動をとること
C 直ちに救援活動に乗り出すこと
- (2) A 大国同士の対立
B 複雑化した平和
C 國際社会の矛盾
- (3) A 武力行使をしてよいかどうか
B 國際社会の合意が必要かどうか
C 短期間で平和を達成できるか
- (4) A 相対化される
B 肯定される
C 規定される
- (5) A 優越感を持つこと
B 平和的手段による解決
C 人道的介入
- (6) A 優越感を持つこと
B 平和的手段による解決
C 人道的介入

〔問四〕 次のア～オのうち、本文の筆者の考え方と合致しているものに対してはA、合致していないものに対してはBの符号で答えなさい。

- A 内戦が起きていようといまいと、無辜の市民が多数虐殺されるという非人道的状況が存在する限り、国連安保理が中心となつて「国連軍」を編成し、強制行動をとる必要がある。

- イ 人道的介入をする際の実行主体が国であれ国連であれ、武力を行使するという行為は認められるべきでないし、絶対平和は絶対倫理に優先されるべきである。

- ウ 人道的介入を空爆だけに限定することは難しく、危険な地上戦を行う可能性があるため、どこまでの危険を誰が引き受けるべきなのかという難問と向き合う必要がある。

- エ 無辜の人びとがなぶり殺しにされているとき、私たちは何もしなくてもよいとは言えないが、自分とはかわりのない他者の存在に義務を負うべきではない。

- オ はなはだしい人権侵害から市民を救済するためには、北大西洋条約機構軍が新ユーゴスラビアに行つた爆撃を範に、国連安保理の決議にもとづいて人道的介入をするべきである。

〔問五〕 空欄（I）（II）（III）（IV）に、それぞれもつともふさわしい見出しを左の中から一つずつ選び符号で答えなさい。

- A 武力行使が唯一の課題ではない
B 人権の剥奪と平和
C 絶対平和主義対絶対倫理
D 人道のための武力行使